

食育ボランティア(個人・団体)を募集します

町では、食生活改善や料理教室、地産地消などの分野で活躍していただく「食育ボランティア」を公募、登録し、皆さんのもとへ派遣します。

応募資格

- 食育ボランティアとして、学校や自治会などで無償(交通費・材料費は原則主催者負担)で活動を行っていただける方。
- 氏名・住所・ボランティア内容などを記載した名簿を、町教育委員会や町の行政機関、保育園、幼稚園、学校などに配布することに同意いただける方。
- 広報紙やホームページに、氏名(団体)などを掲載することに同意いただける方。(電話番号や住所などは掲載しません)

登録分野

- 食育全般／食育の話、食育の推進につながる事、食生活指針の話など。
- 栄養・健康／生活習慣病予防、栄養管理、歯の健康、バランスの取れた料理講習、世代に応じた料理教室など。
- 食品の安全／食品表示、食品衛生、食材の選び方、食中毒、エコクッキングなど。
- 生産加工／地産地消、農林水産業の話、農林漁業体験学習、農産加工体験など。
- 食文化／郷土料理やアイヌ文化・本州の文化を継承した食文化の紹介、調理実習など。
- その他／食事マナー、はし文化など。

ボランティア活動の例

- 自治会や町民グループによるサークル活動の講師。
- 学級活動などの親子料理教室の講師。
- 農業体験や食品加工の講師。
- 地元の食材を使った郷土料理教室の講師。
- その他、食育の推進につながる各種事業での取り組み。



ボランティアの登録

ボランティアとして応募された方(団体)は、審査の上、名簿に登録させていただきます。上の応募資格に該当しない場合、ご本人から辞退の申し出があった場合は、登録が解除されます。

申し込み・問い合わせ先

役場農林課農政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)に「食育ボランティア(個人・団体)登録申込書」がありますので、必要事項を記入して、3月19日(金)までに提出してください。

町のホームページからも応募できます。

新型インフルエンザの予防接種について

昨年の10月中旬から町内を震撼(しんかん)させた「新型インフルエンザ」も、やっと下火となり、感染者の声も聞かなくなりました。でも、まだ安心はできません。引き続き、予防を心がけましょう。最大の予防策は、十分な睡眠やバランスの取れた食事で免疫力や体力をつけることです。

また、新型インフルエンザの予防接種は、重症化を予防するのに効果があります。すべての方が接種対象になりましたので、希望される方は早めに接種しましょう。

接種費用は、1回の方は3,600円、2回の方(幼児～小学6年生)は6,150円です。

お知らせ

新型インフルエンザの予防接種については、生活保護世帯や町民税非課税世帯などの方は、費用が全額助成されます。該当する方でこれから予防接種を受ける予定の方には、事前に無料券を発行しますので、ご連絡ください。

既に接種を終了した方で該当する方には、接種料金を返還しますので、ご連絡ください。

年度末のため、なるべく早目の手続きをお願いします。

☐問い合わせ先／役場保健福祉課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)まで。

統計調査員を募集しています

町では、国や道、町が行う統計調査に従事する「登録調査員」を募集しています。

統計調査員とは

皆さんに最もなじみがある統計調査といえば「国勢調査」かと思いますが、そのほかにも統計調査は数多くあり、ほぼ毎年、何らかの統計調査が行われています。

統計調査により得られた統計情報は、国はもとより、都道府県や市町村の行政施策立案のための基礎資料や、学術研究の資料となる重要なものです。「少子高齢化社会」や「完全失業率」も、統計調査により得られた結果です。

この各種統計調査の調査対象の世帯や事務所などを訪問して、調査票の配布や回収などをしていただく方を統計調査員といい、統計調査事務の最も重要な部分を担っていただくことになります。

統計調査員の仕事

- 調査員説明会に出席／調査員としての仕事の説明を受けます。



- 調査票の配布・回収／調査対象の世帯や事務所などを訪問し、調査票を配布します。後日、再訪問し、調査票を回収します。



- 調査票の点検・整理／回収した調査票を点検し、記入漏れがないか確認します。



- 調査票などの提出／調査書類を道や町に提出します。



統計調査員に登録できる方

次のすべてに該当する方が、統計調査員に登録することができます。

- 町内にお住まいで、満20歳以上の方。
- 円満な人格で、調査に熱意があり、調査事務を忠実に遂行できる方。
- 警察や徴税などの事務に従事していない方。
- 選挙に直接関係しない方。
- 調査員としての職務上、不適当と思われる職業に就いていたり、経歴を持ったりしていない方。
- 調査で知り得た秘密の保護ができる方。

※統計調査員には統計法により、知り得た事柄は絶対に漏らさないという守秘義務が課せられています。秘密を漏らした場合には処罰されます。

※調査内容は、統計を取るためだけに利用されます。目的外に利用されないことがないよう、徴税など税務事務従事者、警察官や興信所などの事務に従事している方は、統計調査員になることができません。

調査員の身分と報酬

調査の度に、国や道、町が任命する非常勤の公務員となります。任命期間は2～3カ月程度です。調査活動中に災害に遭った場合には、一般の公務員と同様に公務災害が適用されます。

また、調査の内容や受け持ちの件数などにより報酬が支払われます。調査の内容や件数にもよりますが、2～3万円くらいです。

仕事の紹介

統計調査員として登録していただくと、調査が実施される度に、町の統計担当職員から電話で連絡します。その際、都合が悪ければ断っていただいても構いません。ご自分の都合と合わせて、空いた時間を有効に活用していただくことができます。

ただし、調査の実施数や規模は、年によって異なりますので、年間を通じて仕事があるとは限りません。

登録期間

登録の期間は特に定められていません。

また、登録の申請は随時受け付けています。登録の辞退もいつでもできます。

登録を希望される方は、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

役場企画財政課企画係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

町のホームページ <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/O2sougou/15tyousei/10toukei/cyosain.html>